



資料 3 - 1

循環環境第1146号
平成16年5月12日

大阪府環境審議会
会 長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江



地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

地球温暖化は、エネルギーの消費等によって発生する二酸化炭素等の温室効果ガスにより、地球全体の気温が上昇する現象です。また、ヒートアイランド現象は、建築物や道路舗装などの人工構造物の増加や冷暖房などの人工排熱の増加により熱収支が変化し、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

大阪府域においては、地球温暖化とヒートアイランド現象という2つの熱汚染が相まって、この100年間に約2.1℃の気温上昇がみられています。また、大阪の真夏日、熱帯夜の日数は、東京、横浜、名古屋と比べ最も多くなっており、「住みやすさ」や「働きやすさ」、「訪れやすさ」など、都市環境としての質の悪化を招いていると考えられます。

このため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」などに基づき、種々の対策が進められていますが、十分な成果が得られているとは言えません。

このような状況のもと、省エネルギー等による温室効果ガス排出量の抑制や人工排熱の低減、自然エネルギーの利用、緑化の推進、建物表面の高温化抑制等によるヒートアイランド現象の緩和などの取り組みをさらに進めることが必要です。

そのためには、府の事業はもとより、民間事業者等に対して、エネルギー対策や緑化対策、建物対策などを誘導するための制度化を図る必要があります。

制度化の検討に当たっては、幅広く府民等からの意見を求めるとともに、制度に盛り込むべき事項や法律との整合性の確保等について専門的な見地から検討を進める必要があります。

このため、地球温暖化・ヒートアイランド対策を促進し、大阪を快適で住みよい環境都市としていくための適切な制度について、貴審議会の意見を求めるものです。